

令和5年度における 漁業共済制度の運営について

政策担当者へ聞く



水産庁漁政部漁業保険管理官

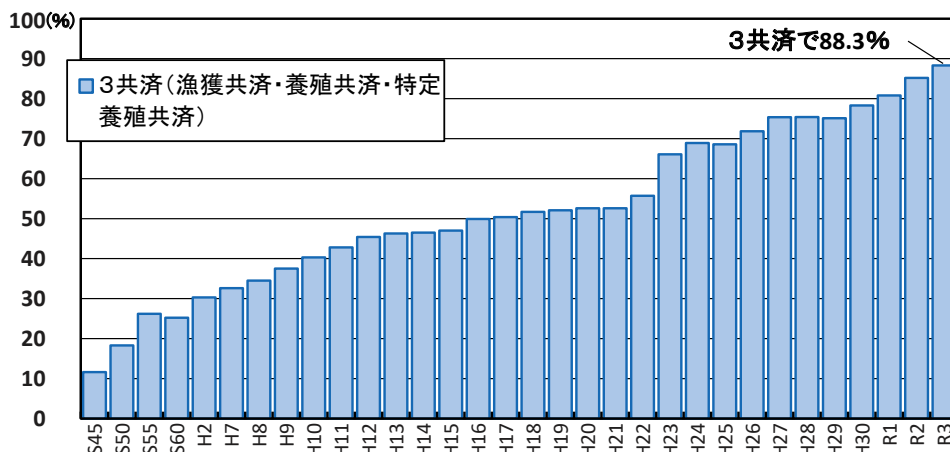
原口 大志

はじめに

本誌読者の皆様こんにちは。水産庁で漁業共済制度を担当しています漁業保険管理官の原口と申します。本誌読者の皆様をはじめ関係者の皆様には日頃から漁業共済制度の運営に様々な形で御理解と御支援をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

おかげさまで漁業共済制度への加入は年々増加しており、令和4年3月末における加入率は生産金額ベースで88%に達しました(図1)。今後とも関係者の皆様の御支援、御協力を賜りながら、漁業共済制度が漁業者の万一の備えとなるよう尽力していきたいと考えています。

それでは近年の漁業共済制度をめぐる概況を踏まえながら令和5年度に向けた見通しの一端を御紹介したいと思います。



(図1) 3共済の加入率の推移 (海面生産金額ベース)

近年の漁業共済制度をめぐる概況と令和5年度に向けて

漁業は、自然を相手に水産資源の変動や前浜への魚群の来遊などに応じながら四季折々の水産動植物を漁獲したり養殖したりし、消費者の皆さんに新鮮でおいしい海の幸を届けることを生業としています。一方で、近年ではこれまでに経験したことのないような自然災害が頻発しており、自然相手の漁業はダイレクトに災害による様々な影響を受けてしまいます。

こうした自然災害による漁業経営への影響を少しでも緩和するため、漁業共済制度は漁業の再生産の確保と漁業経営の安定を図ることを目的に、昭和39年の漁業災害補償法の制定により創設されました。漁業共済制度の特徴は、漁業者の損害を国が直接救済するのではなく漁業者の相互扶助の精神に基づき保険の仕組

みを活用した共済事業となっています(表1)。

近年の漁業共済の支払実績は、スルメイカやサンマ等の不漁が恒常化し、加えてコロナ禍による影響により令和3年度過去最大の402億円(図2)となり、令和4年度は286億円と前年度より減少したものの依然として水準としては高い支払実績となっています。

こうした中、(独)農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、漁業共済団体に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しています。漁業災害補償関係業務はいわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなりますが、令和

(表1) 漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

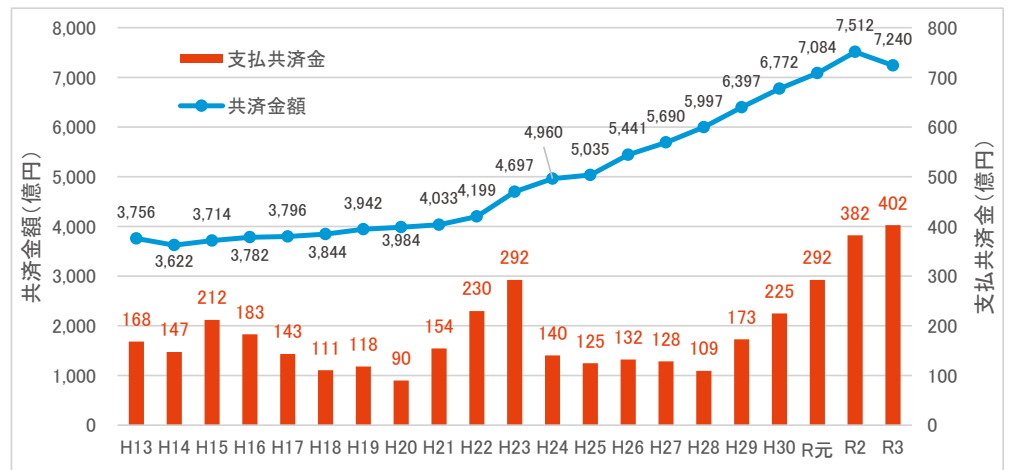
※「収穫高保険方式」…被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式
 ※「物損保険方式」…被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

2年度に当時としては6年ぶりにこのセーフティネットが発動され、漁業共済団体への貸付が発生しました。この漁業共済団体への貸付は、現在の不漁やコロナ禍の状況からしばらく続く見通しです。

一方で、漁業共済制度も持続可能な制度でなければ漁業者の万一のときに的確にお応えすることができないことから、漁業者の過度な負担とならないことを原則に漁業共済の基準共済掛金率等の改定を令和5年4月1日から実施しました。こうした漁業共済制度としての自助努力も重ねつつ、漁業者への共済金の円滑な支払を維持するためには

(独)農林漁業信用基金における漁業災害補償関係業務の果たす役割はますます重要です。

農林漁業信用基金においては、令和5年度から9年度までの第5期中期目標のもと新たな中期計画が策定され、本年度からは漁業災害補償関係業務も新計画に基づき展開されます。



(図2) 漁業共済の共済金額と支払共済金の推移 (平成13年度～令和3年度)

漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務はいわば車の両輪の関係となっていますので、その調和を図りながら令和5年度の漁業共済制度の運営を図っていきたくと考えています。

おわりに

我が国水産業を取り巻く状況は、世の中全体としては新型コロナウイルスの影響からは脱却しつつある中で、ウクライナ情勢などを起因とする燃油価格・資材等の物価高騰が継続し、さらには、引き続き主要魚種の不漁、赤潮等の発生、有明海でのノリの色落ち被害など、漁業経営にとっては相変わらず厳しい状況が続いています。このような状況に対処すべく、水産資源管理の着実な実施、漁船漁業の構造改革、輸出の促進による新たなマーケットの開拓等を通じて、若者にとって魅力ある水産業・漁村を確立するため、昨年3月に新たな水産基本計画が策定されました。また、同計画においては、漁業共済制度につい

て、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。引き続き、新たな水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続していただけるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。